

## **[事案 2024-44] 転換契約取消請求**

・令和7年7月7日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2024-232] の申立人と同一人である。

### **<事案の概要>**

身に覚えのない契約であることを理由に、転換契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成30年7月に契約した組立型保険を令和4年5月に組立型保険(本契約)に転換したが、以下の理由により、転換を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1)本契約については、自分は一切の記憶がなく、告知手続も行われておらず、転換による変更内容の説明も受けていない。
- (2)令和4年5月に募集人と話をしたことになっているがそのような事実は一切なく、本契約は身に覚えのない契約である。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人母が申立人の保険契約の管理をしているものと認識しており、本契約の提案についても申立人母に事前に保障内容を説明し了解をもらっていた。
- (2)募集人は、令和4年5月に申立人宅を訪問し、申立人母同席のもと本契約の保障内容を説明し、申立人本人から申込みおよび告知の署名をもらっている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人は事情聴取において、申立人母に対して本契約の説明をしたが、申立人本人には十分な説明を行っておらず、そこは反省しなければいけないと思っているなどと陳述している。
- (2)募集人は、令和4年12月に行われた別件契約の保険料の前納を、申立人母にのみ了解を得て、申立人の了解を得ずに行ったなどと陳述しており、申立人の了解を得ていないことは争いなく、申立人の預金口座から預金を引き去るにあたり、本人の了解をとらなかったということは重大な手続上の不備であり、決して看過できることではない。
- (3)保険会社は、本契約の申込手続において、契約概要の電子交付の同意、Web 保険証券特約の付加の有無や契約者情報欄の入力について、申立人や申立人母に確認することなく募集人自身が入力していたということを認めている等の手続上の不備も認められる。